

住宅耐震改修工事をされる方・された方へ

令和5年度版

豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、所得税額の控除及び固定資産税額の減額措置、地震保険の割引がされる場合があります。「住宅耐震改修証明申請書」を豊明市都市計画課に提出して下さいますと「住宅耐震改修証明書」を発行します。詳細については、各所管部署にお問合せください。
※所得税の控除と固定資産税額の減額措置の両方を受けられる場合は、「住宅耐震改修証明申請書」を都市計画課へ2部提出する必要があります。

①【所得税額の控除の概要】

個人が、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合に、一定の金額をその年分の所得税額から控除（住宅耐震改修特別控除）することができます。

（適用期限：令和5年12月31日）期限あり

この所得税額の特別控除は、都市計画課が証明する「住宅耐震改修証明書」等を添付して確定申告を行った場合に限り適用するものとされています。

【所管部署】名古屋国税庁 熱田税務署 電話052（881）1541（自動音声案内）

②【固定資産税額の減額措置の概要】

豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、当該住宅に係る翌年度分（1年間）の固定資産税額（120m²相当分まで）の1/2を減額するものです。（長期優良住宅化リフォームを伴う場合は、3分の2）（工事費50万円以下は対象外）

（適用期限：令和6年3月31日）期限あり

【所管部署】税務課（資産税係・家屋担当） 電話0562（92）1118

この固定資産税額の減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、都市計画課が証明する「住宅耐震改修証明書」を、税務課に提出する必要があります。

③【地震保険の割引の概要】

地震保険における割引の適用を受ける場合は、これらの証明書の写しが必要です、必ずコピーを取っておいてください。詳細については、契約されている保険会社にお問合せください。

問合せ先：都市計画課 電話 0562（92）1114